（船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令の一部改正）

第十八条　船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令（昭和三十八年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一号ロ中「第六条第四項」を「第六十条第四項」に改め、第二号及び第三号を次のように改める。

二　推進機関を備える総トン数二十トン未満の漁船（前号に掲げる漁船を除く。）であつて、その従事する漁業の種類及び操業海域その他の要件からみて船員労働の特殊性が認められないものとして国土交通省令で定めるもの

三　推進機関を備えない総トン数三十トン未満の漁船（他の漁船の附属漁船にあつては、前号に掲げる漁船の附属漁船に限る。）

別表を削る。

（組合等登記令の一部改正）

第十九条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

第二十六条第二項を次のように改める。

2　第十七条第一項ただし書の規定は、外国法事務弁護士法人、監査法人、行政書士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、税理士法人、土地家屋調査士法人、特許業務法人又は弁護士法人の社員でこれらの法人を代表すべき社員以外のものの氏、名又は住所の変更の登記について準用する。

第二十六条第四項中「農業協同組合法」の下に「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を加え、同条第六項第四号中「第十四項第三号」を「第十三項第三号及び第十八項第三号」に改め、同条第二十一項を削り、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第十一項」を「第十五項」に、「第十二項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第十二項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「第十二項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第十一項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項中「第十六項及び第十七項」を「第二十項及び第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項を同条第十五項とし、同条第十項の次に次の四項を加える。

11　漁業生産組合が水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十六条の三第一項に規定する組織変更（以下この項から第十四項までにおいて「組織変更」という。）をしたときは、同条第四項第十号に規定する効力発生日から、その主たる事務所又は本店の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所又は支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の漁業生産組合については解散の登記をし、組織変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない。

12　商業登記法第七十六条及び第七十八条の規定は前項の登記について、第十四条第二項及び第三項の規定は漁業生産組合の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について、それぞれ準用する。

13　組織変更後の株式会社についてする第十一項の登記の申請書には、商業登記法第十八条及び第四十六条に規定する書面のほか、次の書面を添付しなければならない。

一　第六項第一号、第二号及び第六号に掲げる書面

二　漁業生産組合の総会の議事録

三　組織変更後の株式会社の取締役（組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあつては取締役及び監査役、組織変更後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役）が就任を承諾したことを証する書面

四　組織変更後の株式会社の会計参与又は会計監査人を定めたときは、商業登記法第五十四条第二項各号に掲げる書面

14　第二十条第二項及び第三項の規定は、組織変更後の株式会社についてする第十一項の登記の申請書について準用する。

別表中「第八条」の下に「、第十四条」を加え、同表漁業共済組合及び漁業共済組合連合会の項の次に次のように加える。

漁業協同組合 漁業生産組合 漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合 水産加工業協同組合連合会 共済水産業協同組合連合会	水産業協同組合法	地区（漁業生産組合を除く。） 出資一口の金額及びその払込みの方法（組合員に出資をさせない漁業協同組合及び会員に出資をさせない漁業協同組合連合会を除く。） 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額（組合員に出資をさせない漁業協同組合及び会員に出資をさせない漁業協同組合連合会を除く。） 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項

（漁業災害補償法施行令の一部改正）

第二十条　漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第六条第五項第一号」を「第六十条第五項第一号」に改める。

第六条第一号中「漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第五号から第七号までに掲げる」を「漁業法第三十七条に規定する大臣許可漁業のうち農林水産省令で定める」に改める。

第二十三条第四項中「の共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業」の下に「（以下この項及び次項において「共済契約漁業」という。）」を加え、「当該漁業が漁業協同組合、漁業生産組合又は漁業法第十六条第八項第二号若しくは第三号の法人（以下この項において「漁業協同組合等」という。）を「当該共済契約漁業が漁業協同組合等」に、「当該漁業が漁業協同組合等」を「当該共済契約漁業が漁業協同組合等」に改め、同項第一号中「共済契約者の営む当該共済契約に係る漁業」を「共済契約漁業」に、「当該漁業の」を「当該共済契約漁業の」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「当該共済契約に係る漁業の」を「共済契約漁業の」に、「当該中小漁業者の営む当該共済契約に係る漁業」を「当該共済契約漁業」に、「当該漁業の」を「当該共済契約漁業の」に改め、同項第三号中「すべて」を「全て」に、「当該共済契約に係る漁業の」を「共済契約漁業の」に、「当該構成員の営む当該共済契約に係る漁業」を「当該共済契約漁業」に、「当該漁業の」を「当該共済契約漁業の」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前項の「漁業協同組合等」とは、次に掲げる者をいう。

一　漁業協同組合

二　漁業生産組合

三　漁民（漁業法第二条第二項に規定する漁業者又は同項に規定する漁業従事者である個人をいう。イにおいて同じ。）が組合員、社員又は株主となつている法人（前二号に掲げる者及び公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。次号において同じ。）を除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの

イ　その組合員、社員又は株主の百分の七十以上が、共済契約漁業に係る漁業権が設定されている海区の属する都道府県に住所を有する漁民（ロにおいて「地域漁民」という。）であること。